

令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第1項第2号に規定する介護予防・日常生活支援総合事業における一般介護予防事業のうち、介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室を実施するに当たり下関市介護予防教室事業実施要領第3条に定める受託者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名：令和7年度下関市介護予防教室実施業務

(2) 業務内容：別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間・履行場所・契約期間・見積限度額

※教室の履行期間・履行場所は、仕様書の項目「3. 実施会場・実施日時」に示すとおり。

※教室参加受付の履行期間は、仕様書の項目「5. 実施方法（6）受付等」に示すとおり。

※見積限度額は消費税及び地方消費税を含む。

①フレイル予防（運動・栄養・口腔等）教室

| 履行場所 | 契約期間 | 見積限度額 |
|------------|--------------------------------------|----------|
| 下関市立長府東公民館 | 契約締結日から 令和8年（2026年）3月31日（火） まで | 361,020円 |
| 下関市立王司公民館 | | |

②認知症予防教室

| 履行場所 | 契約期間 | 見積限度額 |
|--------------|--------------------------------------|----------|
| 安岡コミュニティセンター | 契約締結日から 令和8年（2026年）3月31日（火） まで | 236,500円 |
| 下関市民センター | | |

3 日程

| 内容 | 日程 |
|--------------|---------------------------|
| プロポーザル実施の公告日 | 令和7年（2025年）8月6日（水） |
| 参加申込書等の提出期限 | 令和7年（2025年）8月15日（金）午後5時まで |
| 参加資格審査結果通知 | 令和7年（2025年）8月20日（水）までに発送 |
| 質問の受付期限 | 令和7年（2025年）8月22日（金）午後5時まで |
| 質問に対する回答 | 令和7年（2025年）8月27日（水）午後5時まで |

| | |
|-------------|---|
| 企画提案書等の提出期限 | 令和7年(2025年)9月3日(水)午後5時まで |
| 審査期間(書類審査) | 令和7年(2025年)9月4日(木)から 令和7年(2025年)9月11日(木)まで |
| 選考結果通知 | 令和7年(2025年)9月19日(金)までに発送 |

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告日から候補者を選定する日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 市税を滞納していない者であること。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

5 参加申込手続

(1) 提出書類

ア 参加申込書(別紙様式1)

※2業務概要(3)に記載の教室の種類(①、②)ごとに提出すること。

イ 令和7年度下関市介護予防教室運営希望会場届出書(別紙様式2、別紙様式3、)※

※フレイル予防教室を希望する場合は(別紙様式2)、認知症予防教室を希望する場合は(別紙様式3)を提出すること。

ウ 市税に滞納がないことを証する書類の写し(提出日から3月以内に発行されたもの)※

※下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録がある者は省略可

※地方税法附則第59条第1項の規定に基づき、市税の徴収猶予の適用を受けていることで「市税に滞納がないことを証する書類」が発行されないときは次の書類を提出してください。

- ・徴収猶予許可通知書の写し
- ・該当がある市税について、当該市税の税目ごとの徴収猶予の適用を受けた課税年度を除く直近の納税証明書の写し

(例えば法人市民税と固定資産税の該当がある場合、その両方の税目につ

いて、徴収猶予の適用を受けた課税年度を除く直近の課税年度の納税証明書
を提出してください。)

エ 法人税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類の写し（提出
日から3月以内に発行されたもの）※

※下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録がある者は省略可

※「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時
特例に関する法律」又は「国税通則法（納税の猶予）及び国税徴収法（換価
の猶予）」に基づく猶予制度の適用を受けていることで「法人税、消費税及び
地方消費税に滞納がないことを証する書類」が発行されないときは次の書類
を提出してください。

- ・納税（換価）の猶予許可通知書の写し
- ・法人税に係る猶予制度の適用を受けた課税年度を除く直近の課税年度の
納税証明書の写し
- ・消費税及び地方消費税に係る猶予制度の適用を受けた課税年度を除く直
近の課税年度の納税証明書の写し

オ 提出書類一覧確認票（照合票 参加申請）（別紙様式4）

(2) 提出方法

郵送又は持参

(3) 提出期限

令和7年（2025年）8月15日（金）午後5時必着

(4) 提出先

下関市福祉部長寿支援課

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年（2025年）8月20日（火）

イ 通知方法

電子メール（参加申込書記載の電子メールアドレス宛に通知）

※参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知が届かな
い場合は、お手数ですが、令和7年（2025年）8月21日（水）午後1時ま
でに下記に電話でご確認ください。

ウ その他

参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して5日以内に、
書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとする。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問

ア 提出様式（別紙様式5）

イ 提出方法

電子メール又はFAX（必ず件名を明記し、着信確認の連絡を行うこと。）

※メールアドレス：fkchojus-shien@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

※FAX：083-231-1948

ウ 受付期限

令和7年（2025年）8月22日（金）午後5時まで

エ 提出先 下関市福祉部長寿支援課

(2) 回答

ア 回答方法

参加申込者全員に電子メールにて回答

イ 回答日

令和7年（2025年）8月27日（水）午後5時まで

7 企画提案書作成方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（添付書類を含む）

※企画提案型教室を除く教室については、企画提案書（別紙様式6・7）を使用すること。

※業務実績については、直近3業務の契約書（業務名、契約金額及び契約者が確認できるもの）の写しを添付すること。

- ・正本1部、副本5部（副本はコピー可）

※正本には所在地、会社名、代表者職氏名を記載し代表者の印鑑を押印の上、提出すること。宛先は下関市長とすること。

イ 価格提案書（別紙様式9）

- ・正本1部、副本5部（副本はコピー可）

※業務に係る経費の積算内訳を明記し、金額（消費税及び地方消費税を含む。）の総額を記載すること。

ウ 提出書類一覧確認票（照合票 企画提案書及び価格提案書）（別紙様式10）

※提出書類は、参加申込書を提出した業務（教室）の種類ごとに提出すること。

なお、1つの種類の業務（教室）につき、1者1提案とする。

(2) 提出期限

令和7年（2025年）9月3日（水）午後5時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（副本のみ電子メールでの提出可）

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等について市はその責めを負わないものとする。

※期限までに企画提案書等の提出がない場合は辞退したものとみなす。

※副本のみ電子メールでの提出を可としているが、書類提出時に副本が提出さ

れていない場合、提出書類は受理しない。

※電子メールで提出された副本は、モノクロ印刷しますので、カラー印刷を希望する場合、参加申込者で副本5部をご用意いただき郵送又は持参してください。

※副本を電子メールで提出する場合、必要箇所を必ずマスキングしPDFで提出すること（必ず件名を明記し、着信確認の連絡を行うこと。）

メールアドレス：fkchojus-shien@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

(4) 作成に際しての留意点

企画提案書及び価格提案書の正本については事業者名を記載し、副本については事業者名や会社ロゴなど企画提案者及び価格提案者が特定できないよう、該当箇所を全てマスキングした上で提出すること。

(5) 企画提案書に記載する必須事項

別紙1「令和7年度下関市介護予防教室実施業務委託先選定プロポーザル審査項目等（企画提案型教室を除く）」に定める内容。評価基準に定める内容を項目ごとに分け、評価基準に適合した内容をそれぞれ記載すること。

(6) 提出先

下関市福祉部長寿支援課

8 審査・選定方法

(1) 審査方式

市が設置したプロポーザル審査委員会が企画提案書及び価格提案書の内容を、評価項目ごとに審査する。なお、参加事業者が1者の場合であっても審査を行う。

(2) 候補者の選定方法等

ア 失格者を除き、各審査委員の評価基準点を合計した全審査員の点数の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。

イ アにおいて、総合点が同一の提案者が複数いた場合には評価項目中の「実施内容」の評価基準点の合計が最も高い者を候補者として選定する。なお、「実施内容」の評価基準点の合計も同点となる場合は、審査委員で協議の上順位を決定する。

ウ 上記にかかわらず、総合点が評価点全体の300点（以下「基準点」という。）未満の場合には候補者として選定しない。

エ 候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、改めて見積書の提出を求め契約を締結することとなるが、全候補者と交渉を行った後、追加で教室を実施することが可能と見込まれる予算がある場合、フレイル予防教室の点数が高い者から順に協議を行う。

9 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後に全ての企画提案者に対して「選定結果通知書」により通知する。なお、審査結果に対する問い合わせ、異議等には一切応じない。

※①フレイル予防教室②認知症予防教室については、審査の結果、空白が生じた会場がある場合に、種類が同じ教室の中で基準点に達している企画提案者と当該会場での実施の可否等について意向確認の上、総合点の高い者から順に協議を行う。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市ホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託先の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表する。

- (1) 所管課、業務名及び教室名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

10 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、改めて見積書の提出を求め契約を締結する。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うこと。

11 情報公開

市は、提出された企画提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

この場合において、提出された企画提案書については、本要領に従い企画提案書を提出したことをもって当該企画提案書に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の公表権を放棄したものとみなし、開示することとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

12 その他

(1) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しない。

イ 企画提案書及び価格提案書の提出後に内容の変更及び差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用

しない。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

オ 新型コロナウイルス等の感染症予防対策その他特別な事情により、市と協議により契約内容について変更・修正を加える場合がある。

(2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。ただし、副本を電子メールで提出した場合、印刷に係る費用については市が負担する。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(3) 企画提案書及び価格提案書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞退する場合も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(4) 次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 本要領に示した提出方法、提出期限、書類作成上の留意事項、提出先等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 価格提案書の金額が、本市の提示する見積限度額を超過した場合（企画提案型教室を除く）

(5) 企画提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、当該業務の契約相手方となった者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(7) 本件の契約には、令和7年度当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約が成立しないものとする。

(8) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.3 提出・問い合わせ先

下関市福祉部長寿支援課支援係

〒750-8521 下関市南部町1番1号（本庁舎西棟2階）

電話：083-231-1340 FAX：083-231-1948

電子メール：fkchojus-shien@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1.4 施行期間

本要領は、令和7年（2025年）7月31日（決裁日）から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。